

## 牛舎等リース型

### 第 1 事業の目的

市町村等が、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）等の円滑な就農・規模拡大を推進するため、国庫事業の活用により牛舎や堆肥舎等を整備し、認定新規就農者等にリースする場合に、整備費用の一部を助成することで、初期投資等の軽減を図る。

### 第 2 事業の内容

市町村等が牛舎や堆肥舎等を整備し、認定新規就農者、認定農業者（法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者であって、農業経営を開始した日から起算して 5 年以内の者）及びその他知事が認める者にリースする場合、農業者の負担を軽減するため整備費用の一部を予算の範囲内において助成する。

### 第 3 事業実施主体

本事業の実施主体は、国庫補助活用者（牛舎等の整備に活用した国庫補助事業の実施主体）とする。

### 第 4 補助対象経費等

事業費補助金の対象経費、補助率等は、交付要綱別表 2 に定めるところによる。

### 第 5 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

#### 1 市町村が事業実施主体の場合

市町村長は、交付要綱第 3 に基づき、交付申請書（様式第 1 号）に実施計画書（牛舎等リース型様式第 1 号）を添付し、農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。

#### 2 市町村以外が事業実施主体の場合

(1) 事業実施主体は、交付要綱第 3 に基づき、交付申請を行おうとするときには、交付申請書（様式第 1 号）に実施計画書（牛舎等リース型様式第 1 号）を添付し、住所地の市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し適当と認めた場合は、交付申請書（様式第 1 号）に実施計画書（牛舎等リース型様式第 1 号）を添付し、農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。

#### 3 計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第 4 に基づき重要な変更を行おうとするときには、事業実施主体別に 1 又は 2 に準じて行い、その承認申請は、変更承認申請書（様式第 3 号）に変更計画書（牛舎等リース型様式第 1 号）を添付して行うものとする。

### 第 6 事業の報告

本事業の実績報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第7に基づき、補助金実績報告書（様式第6号）に実績報告書（牛舎等リース型様式第1号）を添付して提出するものとする。
- (2) 当該実績報告書は、第5の1又は2に定める事務手続きに準じ、速やかに提出するものとする。

## 第7 利用状況報告

本事業の利用状況報告については、以下により行うものとする。

- (1) リース牛舎で営農する借受者は、リース牛舎の利用状況についてリース契約した年度の翌年度から5年間、利用状況報告書（牛舎等リース型様式第2号）を毎年12月末までに市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、利用状況報告書の写しを翌年の1月末日までに農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。

## 第8 事業の実施期間

令和3年度とする。